

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 計画の概要 (P5, P7~P8)

計画期間 平成28年度～平成57年度(30年間) ※総合計画と合わせて10年単位で見直し

対象範囲 原則として本市が所有する全ての公有財産(不動産)

取組体制 公共施設等マネジメント(Public Facility Management)推進体制を構築

◇統括の機能と役割

- ①戦略、計画の決定
- ②PFMに関する規定等の整備
- ③全庁横断的・一元的な管理監督
- ④所管課等間の調整
- ⑤成果の検証と改善策の検討
- ⑥トップマネジメントによる意思決定のための助言・補助

2. ファシリティマネジメント「FM」とは (P4)

市が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画・管理・活用する経営活動

～本市における推進事項～

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的計画立案と着実な進捗管理
- ③継続的な検証と見直し

【本計画の着実な推進により得られる効用】(P27)

本計画における目標設定値(延床面積35%縮減)を達成した場合、施設の維持管理に要する経費が概算で4億円の縮減が可能であると推計

第2章 仙北市の現状

3. 公共施設等の現状 (P18, P23)

【公共施設】

300施設 233,082㎡ ※学校教育施設 28.3%、運動施設 19.9%、文化施設 10.4%など

【インフラ施設】

- ①道路 実延長 884,718m
- ②橋梁 総延長 7,814m(564橋)
- ③上水道(配水管) 総延長 110,361m (導水管) 総延長 15,778m (送水管) 総延長 2,933m
- ④下水道(下水管) 総延長 99,813m

4. 公共施設等の更新費用の試算 (P19~P21)

【試算条件】

①基本的な考え方

更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し更新単価を乗じて算出
インフラ施設は整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じて算出

②耐用年数・更新の考え方

◇建築系施設

- ・標準的な耐用年数とされる60年を採用(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)
- ・建築後30年で建築物の大改修を行うと仮定
- ・建築時から31年以上50年未満の建築物については今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- ・建築時から50年以上のものは大規模改修を行わず60年を経た年度に建て替えると仮定

◇インフラ資産

- ・道路:舗装の耐用年数を15年とし、全整備面積を15年で更新すると仮定
- ・橋梁:法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定
- ・上水道:法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定
- ・下水道:法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定

③更新単価の考え方

- ・公共施設については既に試算を実施している団体の設定単価を基に用途別に設定
- ・大規模改修の単価は立て替えの約6割で設定
- ・インフラ資産については関連調査及び統計等を基に設定(総務省試算ソフトの単価を応用)

【試算結果】

今後40年間で必要となる更新費用【公共施設】 999.1億円(年平均25.0億円)
今後40年間で必要となる整備費用【インフラ施設】 940.9億円(年平均23.5億円)

第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針

5. 計画の基本方針 (P27, P31~P39)

【PFMにおける基本理念】

- 1. 市民の生命・生活を守る
- 2. 長期的・広域的な視野をもって取り組む
- 3. 集約化・複合化・転用と除却を並行して進めて公共施設等の最適配置を目指す
- 4. コスト(費用)よりもロス(損失)の低減に重点的に取り組む

【実施方針】

(1)点検診断等の実施方針

- ①(点検)有資格者による法定点検及び施設管理者による日常点検
- ②(診断)施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性の各項目の簡易診断

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ①(維持管理・修繕)施設機器の清掃、日常点検、注油、消耗品の交換、調整
- ②(更新・改修)まちづくりとの整合性を保ち、単独更新以外の統合等の検討

(3)安全確保の実施方針

敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活安全性の項目から危険性が認められる施設の改修等を実施

(4)耐震化の実施方針

必要に応じて耐震診断を実施

(5)長寿命化の実施方針

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全による公共施設等の長期使用

(6)統合や廃止の実施方針

品質・性能によって施設を診断し、継続使用・改善使用・用途廃止・施設廃止の4つの段階に評価し、統合や廃止の判断材料とする

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (P43~P71)

類型ごとの特性を踏まえたそれぞれの施設類型の管理に関する基本方針(施設規模等を考慮のうえ18類型)

【公共施設】15類型 【インフラ】3類型 (※P7)一覧表

第5章 今後の取り組み (P76)

・総合管理計画の方針に基づき、平成29年度から専任職員を配置し個別施設の維持・修繕・更新・統廃合などの具体的な計画の策定に着手するが、旧角館町老人福祉センターなど既に解体の方針が決まっている施設については平成29年度から順次除却する

・基本方針に基づく除却等に要する経費の財源については過疎対策事業債(ソフト分)などを充当する